

盛岡広域振興局長告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年7月1日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町稲藤字升形94番、107番1、108番1、122番1、123番1、124番、124番1、131番1、135番1、136番1、137番、138番、143番1、144番、145番、147番1、148番1、149番1、150番、151番、152番、153番、157番1、158番1、159番、160番、161番、162番、168番3、169番3、170番3、171番3、172番、173番、174番1、175番1、176番、177番、178番、179番、180番、181番、182番、183番、184番、185番1、185番3、186番1、186番3、187番、188番、189番、190番、191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番1、199番1及び200番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市肴町4番5号4階 株式会社カガヤ不動産